

節分の豆等による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起等について

事務連絡

○節分の豆等の食品による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について<抜粋>

(R3.1.20 内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省事務連絡)

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」においてお示ししているところです。

昨年、教育・保育施設において**節分の豆等の食品を原因とした、誤嚥による子どもの死亡事例が複数発生**した状況を踏まえ、この度、**消費者庁において注意喚起資料「食品による子どもの窒息・誤嚥(ごえん)事故に注意!—気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないで—」(別添①、②)を作成・公表**しておりますので周知いたします。

○食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について<抜粋>

(R3.12.17 内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省事務連絡)

…年末年始、**節分等の行事**に際して、教育・保育施設等においても、**普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供**がなされることが考えられます。

については、各教育・保育施設等において、食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防のために注意すべき事項について、**ガイドラインや消費者庁公表資料も参考に改めて確認**いただくとともに、誤嚥・窒息につながりやすい食べ物を提供する場合には保育や給食に従事する者をはじめ職員全員が情報を共有するなど、**事故防止及び事故発生時の対応に万全を期す**よう、…お願いいたします。

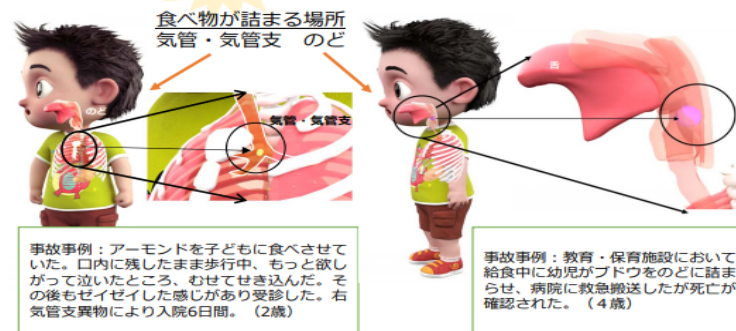
消費者庁注意喚起資料

別添②

食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意!

—気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は**5歳以下**の子どもには食べさせないで—

厚生労働省の人口動態統計の調査票情報(平成26年から令和元年までの6年間分)を基に、消費者庁で独自に分析を行ったところ、食品を誤嚥して窒息したことにより、14歳以下の子どもが**80名**死亡していました。そのうち5歳以下は73名でした。



事故事例：アーモンドを子どもに食べさせていた。口内に残したまま歩行中、もって欲しがって泣いたところ、むせてせき込んだ。その後もせいせいた感があり受診した。右気管支異物により入院6日間。(2歳)

事故事例：教育・保育施設において、給食中に幼児がブドウをのどに詰まらせ、病院に救急搬送したが死亡が確認された。(4歳)

(1) **豆やナッツ類**など、硬くてかみ砕く必要のある食品は**5歳以下**の子どもには**食べさせないで**ください。

喉頭や気管に詰まると窒息しやすく、大変危険です。小さく砕いた場合でも、気管に入りこんでしまうと肺炎や気管支炎になるリスクがあります。

(2) **ミニトマトやブドウ**等の球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクがあります。乳幼児には、4等分する、調理して柔らかくするなどして、良くかんで食べさせましょう。

(3) 食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させましょう。

物を口に入れたままで、**走ったり、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し、窒息・誤嚥するリスク**があります。

詳しくは：消費者庁ウェブサイト 生命・身体にかかわる危険
<https://www.caa.go.jp/notice/caution/life/>



消費者庁

問合せ先：消費者安全課 TEL03-3507-9137
FAX03-3507-9290



(4) **節分の豆まきは個包装されたものを使用するなど工夫して行い、子どもが拾って口に入れないように、後片付けを徹底**しましょう。

(注) 別添①の資料本文より抜粋